

公立大学法人横浜市立大学における科学研究費の取扱いに関する規程

制 定 平成17年4月1日規程第70号

最近改正 令和5年4月1日規程第25号

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）における文部科学省の科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金並びに厚生労働省の厚生労働科学研究費補助金（以下「科学研究費」という。）の取扱いに関して、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）及び厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）その他の法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「研究者」とは、本学において科学研究費の応募資格を有する者をいう。
- （2）「直接経費」とは、科学研究費による研究の遂行上、直接必要となる謝金、旅費、消耗品、設備その他の経費をいう。
- （3）「間接経費」とは、科学研究費による研究の実施に伴い、研究環境の改善や機能の向上など本学の管理運営に必要な経費として本学が使用する経費をいう。

（本学が行う事務）

第3条 本学は、研究者が交付を受ける科学研究費について、次の各号に掲げる事務を行う。

- （1）研究者に代わり、直接経費を管理すること
- （2）研究者に代わり、直接経費及び間接経費の執行等に係る諸手続を行うこと
- （3）研究者が直接経費により取得した設備等について、研究者から寄付を受入れること
- （4）前項の場合において、研究者が他の研究機関に転出することになった場合には、求めに応じて、受入れた設備等を当該研究者に返還すること
- （5）研究者が他の研究機関に転出することになった場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者の転出先の研究機関に送金することができる。

（直接経費の取扱い）

第4条 直接経費は、公立大学法人横浜市立大学会計規則（以下「会計規則」という。）

第27条に定める預り金として、本学の収入外として取り扱う。

（適正使用）

第5条 研究者は、科学研究費を適正に使用しなければならない。

(執行)

第6条 科学研究費の執行については、会計規則及び公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱に関する要綱第5条第1項に定める横浜市立大学研究費執行マニュアル（以下「研究費執行マニュアル」という。）等に基づくものとする。

2 科学研究費の執行にあたり会計規則及び研究費執行マニュアルその他関係する規程等に抵触する重大な違反があった場合、理事長は、研究者に対し当該科学研究費による研究の中止を命じ、当該科学研究費の全部又は一部を文部科学省又は厚生労働省に返還するものとする。

(研究の開始)

第7条 科学研究費による研究は、科学研究費の交付内定のあったとき、又は前年度において次年度の継続の内定を受けた場合には、当該年度の4月1日から開始することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、科学研究費の取扱に関しては、公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱に関する規程及び公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱に関する要綱の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月9日から施行する。

附 則（令和5年規程第25号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する

